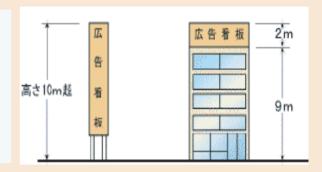
屋外広告物(大規模広告物)の景観形成について

平成21年11月1日施行

秋田市景観条例に基づく平成21年3月の秋田市景観計画の策定を受け、屋外広告物(大規模広告物)の景観形成について、同年11月に秋田市屋外広告物条例などの関連する条例・規則を改正しました。 これにより高さ10メートルを超える屋外広告物は、申請手続きの際に景観形成の対応が必要です。

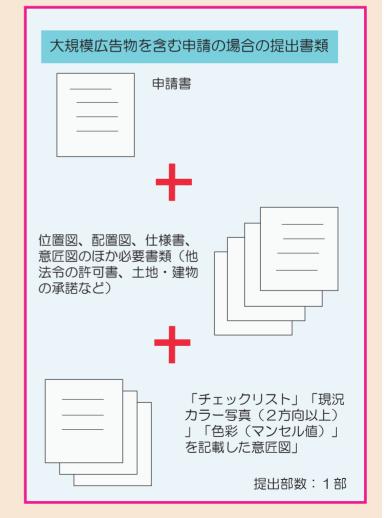
手続きの対象となる屋外広告物(大規模広告物)

高さ10メートルを超え、かつ表示期間が2箇月を超えるもの(広告物が建築物等と一体となって設置されて場合にあっては地盤面から、広告物の上端の高さまで。また、改造により高さが10メートルを超えることとなる場合も該当します。)については、秋田市景観計画で定める屋外広告物に関する景観形成基準に適合する必要があります。



平成21年11月1日からの手続きチャート 屋外広告物条例に基づく設置等許可申請 チェックリスト 設置等の10日前 現況カラー写真 (2方向以上) を追加添付 意匠図に使用する 色彩のマンセル値 を記載 大規模広告物の場合追加 景観形成基準(景観計画)による審査 屋外広告物条例に基づく許可基準に関する審査 適合 T 許可 設置、改造・変更 所要日数:最大10日

申請する広告物が大規模広告物の場合は、「チェックリスト」「現況カラー写真(2方向以上)」「色彩(マンセル値)」を記載した意匠図」を追加して提出してください。



景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木を禁止物件に追加 (平成30年1月1日現在の指定はありません。) お問い合わせ 秋田市都市整備部都市計画課 16018-888-5764

屋外広告物に関する景観形成基準

1 景観づくりの方針

(1) 都市景観との調和に配慮した広告景観の形成

都市景観は、自然をはじめ建物や道路、街路樹など様々な要素によって構成され、 屋外広告物は、こうした都市景観を構成する重要な要素です。

よって、良好な広告景観の形成は、周辺・景観資源・敷地内の建物との調和、あるいは広告物相互の調和などに配慮することを基本とします。

(2) 景観特性を活かした広告景観の形成

本市の市域は、自然的景観の地域や都市的景観の地域などその特性により幾つかの地域に分類することができます。また、その地域の中には、商業業務地区や住宅街、あるいは歴史的な地区、田園地区など多様な特性がみられます。

よって、景観特性を十分に把握したうえで、ふさわしい広告景観を形成していくことを基本とします。

(3) 市民の主体的な取り組みによる広告景観の形成

良好な広告景観の形成は、広告主をはじめ屋外広告業者、広告物の掲出の場を提供する市民の取り組みが必要不可欠です。そのため、「屋外広告物の景観形成基準」を設け、関係者間の共通ルールとして、お互いに協力、連携しながら、取り組んでいくことが大切です。

2 景観形成基準

高さが10mを超え、かつ、表示の期間が2箇月を超える屋外広告物の表示、移転、もくしは内容の変更または広告物を掲出するための物件の設置、改造、移転、修繕、もしくは色彩の変更(当該広告物等が建築物と一体となって設置される場合にあっては地盤面から当該広告物等の上端までの高さとする。また、改造により新たに高さが10mを超えることとなる場合を含む。)を行おうとする場合は、次の基準に適合する必要があります。

項目	景観形成基準
掲出位置	・建築物とバランスをとる。
	・わかりやすい位置に掲出する。
	・建物や並木の高さを乱さないようにする。
数量・面積	・掲出する情報・内容を整理・集約(集合化)して少なくする。
	・建物とのバランスに配慮する。
	・印象に残る効果的なものになるよう表現を工夫し、必要最小限の大きさとする。
意匠・形態	・建物や施設のイメージ・性格等に合うものにする。
	・周辺と調和する地色とする。
色彩・素材	・周辺の色彩と調和する色相・彩度・明度とする。
	・汚れが目立たないような耐久性、耐候性のある材料を使用する。
表現方法	・シンプルですっきりしたものにする。
	・デザイン・字体・絵・写真等は質の高いものにする。
	・電飾等は、地域の特性に応じたものとする。
	・簡潔でわかりやすい内容にする。
	・商業地では、広告物がにぎわい、活気、楽しさを演出する要素になるようにする。